

2022年3月10日

ウクライナ情勢に係るロシアに対する経済制裁の概要

弁護士 小林 英治 / 弁護士 松嶋 希会

2022年2月24日、ロシアがウクライナに対して軍事的に侵攻したことに関して、同月26日、日本政府はEUその他諸国と協調し、ロシアに対する経済制裁を実施しました。さらに、同年3月1日、同月3日及び8日に追加的な制裁措置が実施されています。本ニュースレターでは、日本政府によるウクライナ情勢に係るロシア経済制裁の概要につき、ご紹介します。

1. ロシア制裁の経緯

2014年、ロシアは、クリミア半島(クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市)をロシア連邦の領土とし併合を宣言した(いわゆる「クリミア併合」)。これに関して日本政府は、ロシアに対する経済制裁を導入しており(2014年8月に導入、同年9月及び12月に厳格化。「2014年制裁」、現時点まで同経済制裁は継続中である。2014年制裁の概要は以下のとおりであった。

- ① 支払規制(告示により指定される者に対する支払等を許可制にするもの)
- ② 資本取引規制(i)(告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とするもの)
- ③ 資本取引規制(ii)(告示により指定される団体による本邦における証券の発行及び募集を許可制とするもの)
- ④ 役務取引規制(告示により指定される団体が本邦において証券を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益の提供を許可制とするもの)
- ⑤ 輸入規制(クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市を原産地とするもののウクライナからの貨物の輸入を承認制とするもの)
- ⑥ 武器等の輸出制限(ロシア連邦を仕向地とする武器の輸出及び武器技術の提供及び軍事用途の汎用品の輸出及び当該汎用品に係る役務の提供に付いて、審査手を厳格化)

いずれも外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。「外為法」)に基づく措置であり、外務省、財務省及び経済産業省が関係省庁である。

今般のウクライナ侵攻に関して、日本政府は、2022年2月26日に閣議決定後、関連する告示を公布・施行し(「2022年2月制裁」)、さらに、同年3月1日、3日及び8日に追加制裁を公布・施行した(「2022年

3月1日制裁」、「2022年3月3日制裁」及び「2022年3月8日制裁」)。これらは、基本的に、2014年の経済制裁と同様に外為法に基づくものであり、既存の制裁の対象を追加し、又は項目を追加するものである。したがって、2014年の経済制裁も依然として有効なものとして存続する。

2. ウクライナ侵攻に係る日本の経済制裁の概要

ウクライナ侵攻に関して導入されている2022年2月制裁、2022年3月1日制裁、2022年3月3日制裁及び2022年3月8日制裁の概要は以下のとおりである。なお、関連告示の施行日は、それぞれの関連告示の公布日(すなわち、それぞれ、2022年2月26日、2022年3月1日、同月3日及び同月8日)からとされ、経済制裁の効力は基本的にそれぞれ公布日から生じているが、以下のとおりの例外がある。

- ① 2022年2月制裁におけるバンク・ロシアに対する資産凍結等(下記(1)及び(2))については同年3月28日から
- ② 2022年3月1日制裁におけるロシア連邦の特定銀行(プロムスヴァジバンク及びロシア対外経済銀行)に対する資産凍結等については同年3月31日から(なお、ロシア連邦中央銀行に対する資産凍結等については公布日施行(3月1日))
- ③ 2022年3月1日制裁におけるロシア連邦の特定団体に対する輸出等の禁止措置(下記(3)(ii))については同年3月8日から
- ④ 2022年3月3日制裁におけるロシア連邦の特定銀行(対外貿易銀行、ソフコムバンク、ノヴィコムバンク及びアクリチエ)に対する資産凍結等については同年4月2日から
- ⑤ 2022年3月8日制裁におけるベラルーシ共和国の特定団体に対する輸出等の禁止措置(下記(3)(ii))については同年3月15日から

各制裁の対象者は、関連の外務省告示により指定されるが、財務省のWeb(いわゆるMOFAリスト)¹で確認できる。

制裁対象者と制裁の内容の対応関係については末尾の表をご参照されたい。

(1)資産凍結等-支払規制

外務省の告示により指定される者に対する支払等を財務大臣の許可を要するものとするものであり、外為法16条1項(並びに大蔵省告示97号及び制裁対象者を指定する外務省告示)に基づく(なお、経済産業省所管の支払等に関しては経済産業省告示229号により経済産業大臣の許可)。

2014年制裁において、クリミア併合又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者として指定された66の個人及び16の団体が対象となっていた(外務省告示267号)。今般のウクライナ侵攻に関して、①2022年2月制裁における告示(外務省告示78号、同79号)により24の個人及び1団体(バンク・ロシア)が追加され、②2022年3月1日制裁に係る告示(外務省告示81号)によりロシア連邦関係者である6個人(プーチン大統領及び政府高官)及びロシア連邦の3つの特定銀行(ロシア連邦中央銀行、プロムスヴァジバンク及びロシア対外経済銀行)が追加され、③2022年3月3日制裁に係る告示(外務省告示90号、91号)により18個人のロシア連邦関係者、ロシア連邦の4つの特定銀行、並びにベラルーシ共和国関係者(ルカシェンコ大統領を含む7個人・2団体)、「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」(いずれも自称)の関係者(30個人)が追加され、さらに④2022年3月8日制裁に係る告示(外務省告示102

¹ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

号、103号)によりロシア連邦関係者(20個人・2団体)及びベラルーシ共和国関係者(12個人・10団体)が追加された。

なお、制裁対象者として指定された銀行(ロシア連邦中央銀行を除く。)については、当該銀行が50%以上の株式・出資を直接保有する団体も対象とされていることに注意を要する。

許可の対象となる支払等は、①(i)居住者若しくは非居住者による日本から外国に向けた支払、又は(ii)居住者による非居住者との間の支払であって、②指定された者に対するもの、及び③指定された者による日本から外国へ向けた支払、とされている。すなわち、日本の居住者に関しては、日本国内からか外国からかの支払いを問わず制裁対象者に対する支払いとなる。非居住者に関しては、制裁対象者であれば、日本から海外への支払いが対象になり、制裁対象者でない非居住者については、制裁対象者に対する国外向けの支払が対象となる。

また、上記の資産凍結等の制裁対象者については、2014年制裁において、貨物の輸入や工業所有権の移転等に伴ってその代金・対価の決済の一環として行われる長期(1年を超えるもの)の金銭貸借や保証契約等の取引(特定資本取引)につき経済産業大臣の許可の対象とされていたが、今回のウクライナ侵攻に関する制裁における資産凍結等の制裁対象者との特定資本取引も許可対象に追加されている。

(2) 資産凍結等-資本取引規制

外務省の告示により指定される者との資本取引につき財務大臣の許可を要するものであり、外為法21条1項(並びに大蔵省告示99号及び制裁対象者を指定する外務省告示)に基づく。こちらについても、2014年制裁において導入されていたものに、上記(1)において追加された個人及び団体を追加するものである。

対象となる資本取引は、①居住者と指定者である非居住者との間の預金契約(但し、居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。)、②居住者と指定者である非居住者との間の信託契約(但し、居住者が当該非居住者から受託するものを除く。)、③居住者による指定者である非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引である。すなわち、日本国内から非居住者である制裁対象者に対する資産が移転するものが対象となっている。

(3) 輸出入関連規制

(i) 両「共和国」との輸入禁止措置

自称「ドネツク人民共和国」及び自称「ルハンスク人民共和国」を原産地とするものにつき、ウクライナからの輸入を禁止するものである。

2014年制裁において、外為法52条及び輸入貿易管理令4条(並びに通商産業省告示170号)に基づきクリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とするウクライナからの貨物の輸入につき経済産業大臣の承認とされていたところ、2022年2月制裁における告示により、対象貨物に自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」を原産地とするものも追加することにより、承認対象とされている。

(ii) ロシア連邦及びベラルーシ共和国の特定団体への輸出等に係る禁止措置

外務省告示により指定されるロシア連邦の特定団体(49団体)及びベラルーシ共和国の特定団体(2団体)への輸出等に係る禁止措置である。

これは、①ロシア連邦の特定団体については2022年3月1日制裁により、②ベラルーシ共和国の特定団体については2022年3月8日制裁により、追加的に導入されたものであり、居住者による同団体との間で行う輸出等に係る特定資本取引(輸出又は工業所有権の移転に係る借入契約に関する相殺、輸出等に関する債務の保証契約等)を経済産業大臣の許可の対象としている。

さらに、2022年3月1日制裁及び2022年3月8日制裁では、経済産業大臣の許可を受けなければなら

ない支払等として、居住者による制裁対象者(ロシア連邦の 49 団体及びベラルーシ共和国の 2 団体)からの支払の受領で、貨物の輸出、工業所有権の移転又は使用権の設定、国際的な平和・安全の維持を妨げることとなる特定の種類の貨物の設計・製造・使用に係る技術(「特定技術」。外為法 25 条 1 項から 3 項)の提供に係る取引に伴うものを指定している。

制裁対象となるロシア連邦の 49 団体及びベラルーシ共和国の 2 団体は、国防省等の軍機関や国防・軍事関連企業が中心と思われ、日本企業との間で直接又は間接に取引のある企業も含まれていないか、注意を要する。

外務省の報道発表によれば、「まずは」これらの措置を導入するとしており、今後も追加的な措置が取られる可能性がある。

(iii) 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置

2022 年 2 月制裁において、国際輸出管理レジーム(大量破壊兵器及び通常兵器並びにそれらの開発等に用いられる技術や汎用品の輸出を管理するもの)の対象品目のロシア連邦向け輸出及び役務の提供について、審査手続を一層厳格化するとともに、輸出禁止等に関する措置を導入するとされている。さらに、2022 年 3 月 3 日制裁において、ベラルーシ共和国向け輸出及び役務の提供についても同様の措置が導入された。これを受けて、経済産業省による関連通達²の改正が行われ³、ロシアを仕向地とする貨物の輸出及び技術提供について、特別一般包括許可、特定包括許可、特定子会社包括許可の対象外とする等の対応がとられている。

(iv) ロシア連邦及びベラルーシ共和国の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置

2022 年 3 月 1 日制裁及び 2022 年 3 月 8 日制裁において、ロシア連邦及びベラルーシ共和国の軍事能力等に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止措置を導入するとされているところ、関連の告示等は公表されておらず、今後、関連の措置が行われるものと考えられる。

(v) ロシア連邦向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置

2022 年 3 月 8 日制裁において、ロシア連邦向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置を導入するとされているところ、関連の告示等は公表されておらず、今後、関連の措置が行われるものと考えられる。

(4) ロシア連邦政府等による日本における新規証券の発行・流通禁止

(i) 証券の発行又は募集に係る規制

外務省の告示により指定される者による日本における新規の証券の発行及び募集につき財務大臣の許可を要するものであり、外為法 21 条 1 項に基づく。2014 年制裁においては、主要な 5 銀行(ズベルバンク、VTB Bank、対外経済銀行、ガスプロムバンク、ロシア農業銀行)が日本において発行又は募集する証券のうち償還期限が 90 日を超えるものにつき導入されていた。

2022 年 2 月制裁においては、①ロシア連邦政府等(ロシア連邦政府、ロシア連邦政府機関、ロシア連邦中央銀行)による証券の発行及び募集(償還期限にかかわらず)を許可の対象に追加するとともに、②上記の主要 5 銀行についても、対象となる証券の償還期限を 90 日から 30 日に短縮した。

² 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 62 年 11 月 6 日付け輸出注意事項 62 第 11 号・62 貿局第 322 号)、「包括許可取扱要領」(平成 17 年 2 月 25 日付け輸出注意事項 17 第 7 号・平成 17・02・23 貿局第 1 号)及び「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(平成 24 年 4 月 2 日付け輸出注意事項 24 第 18 号・平成 24・03・23 貿局 1 号)

³ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#220226>

(ii) 役務取引規制

上記(i)により日本において許可制の対象となる新規の証券の発行及び募集のため、居住者が労務又は便益の提供を行うことも財務大臣の許可制とされる。

(iii) 証券の取得又は譲渡に係る規制

2022年2月制裁において、ロシア連邦政府等が発行する新規に発行した証券は、居住者による、①非居住者からの取得又は②非居住者に対する譲渡についても、財務大臣の許可制とされた。対象となる証券については、「令和4年2月26日以降に発行した証券」とされている。

3. 海外の制裁及びロシアのカウンター制裁

日本の制裁だけではなく、欧米各国も同様又は日本の制裁より広範かつ強度の制裁を導入しており、ロシア関連ビジネスを行うにあたってはそれらも確認する必要がある。また、ロシア連邦は、ウクライナ侵攻に関する制裁に対抗するカウンター制裁を矢継ぎ早に導入しており、それらにも留意を要する。

[別表]

資産凍結等の措置の概要(2022年3月8日現在)			
主要な制裁内容	制裁対象団体	制裁対象個人	
制裁対象者への支払等について、財務大臣(又は経済産業省)の許可を要する。	2014年制裁対象16団体 ・チヨルノモルネフチガス社 ・自称「ドネツク人民共和国」 ・自称「ドンバス人民軍」、など	2014年制裁対象66個人 ・クリミア共和国関係者 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者、など	
	居住者による制裁対象者に対する支払い。支払いが、日本国内からか、日本国外からかは問わない。	2022年2月26日制裁対象1銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社(3月28日から) ・バンク・ロシア	2022年2月26日制裁対象24個人 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者
	非居住者による制裁対象者に対する、日本国内から国外への支払い	2022年3月1日制裁対象3銀行、当該銀行(ロシア連邦中央銀行を除く)が50%以上持分を有する子会社 ・ロシア連邦中央銀行(3月1日から) ・プロムスヴァジバンク(3月31日)	2022年3月1日制裁対象ロシア6個人 ・ロシア大統領 ・ロシア政府高官
制裁対象者による日本国内から日本国外への支払い			

制裁対象者との資本取引(預金、信託、貸付)について、財務大臣の許可を要する。	居住者と制裁対象者である非居住者との間の預金契約(但し、居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。)	から) ・対外経済銀行(VTB)(3月31日から)	2022年3月3日制裁対象ロシア18個人 ・ロシア政府高官 ・ロスネフチ CEO ・ロステク社長、など
	居住者と制裁対象者である非居住者との間の信託契約(但し、居住者が当該非居住者から受託するものを除く。)	2022年3月3日制裁対象4銀行、当該銀行が50%以上持分を有する子会社(4月2日から) ・対外貿易銀行(VTB) ・ソフコムバンク ・ノヴィコムバンク ・アトクリチエ	2022年3月3日制裁対象ベラルーシ37個人 ・ベラルーシ大統領 ・ベラルーシ政府高官 ・自称「ドネツク人民共和国」関係者 ・自称「ルハンスク人民共和国」関係者
	居住者による制裁対象者である非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生に係る取引	2022年3月3日制裁対象2団体 ・ベラルーシ共和国国家軍需産業委員会 ・ミンスク装輪牽引車工場 2022年3月8日制裁対象ロシア2団体 ・インターネット・リサーチ・エージェンシー ・民間軍事会社ワグナー 2022年3月8日制裁対象ベラルーシ10団体 ・株式会社ベラルーシ機材輸出公社 ・シネジス・グループ、など	2022年3月8日制裁対象ロシア20個人 ・ロシア政府高官 ・ガスパイプ等建設会社オーナー ・トランスネフチ CEO、など 2022年3月8日制裁対象ベラルーシ12個人 ・ベラルーシ政府高官 ・ベラルーシ物流会社オーナー、など

輸出入関連の措置の概要(2022年3月8日現在)		
主要な制裁内容		制裁対象者
制裁対象者との輸出等に係る特定資本取引について、経済産業大臣の許可を要する。	輸出又は工業所有権の移転に係る借入契約に関する相殺、輸出等に関する債務の保証契約等の取引	<p>2022年3月1日制裁対象ロシア49団体(3月8日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省通信センター ・ロシア量子センター及びROC ・株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」 ・モスクワ物理・技術大学 ・国営企業ロステック ・統一エンジン製造会社、など <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ2団体(3月15日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省 ・株式会社インテグラル
制裁対象者からの輸出等に係る支払の受領について、経済産業大臣の許可を要する。	居住者による制裁対象者からの支払の受領で、貨物の輸出、工業所有権の移転又は使用権の設定、特定技術の提供に係る取引に伴うもの	<p>2022年3月1日制裁対象49団体(3月8日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省通信センター ・ロシア量子センター及びROC ・株式会社ロケット・宇宙センター「プログレス」 ・モスクワ物理・技術大学 ・国営企業ロステック ・統一エンジン製造会社、など <p>2022年3月8日制裁対象ベラルーシ2団体(3月15日から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国防省 ・株式会社インテグラル

証券の発行・流通に関する措置の概要（2022年3月8日現在）	
主要な制裁内容	制裁対象者
<p>制裁対象者による日本における新規の証券の発行及び募集について、財務大臣の許可を要する。</p> <p>* 2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTBなど)については償還期限が30日を超えるものに限る。</p> <p>* 2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)については、償還期限を問わない。</p>	<p>2014年制裁対象 5 銀行、当該銀行が 50%以上持分を有する子会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ズベルバンク ・対外貿易銀行 VTB ・対外経済銀行 ・ガスプロムバンク ・ロシア農業銀行 <p>2022年2月26日制裁対象 3 機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロシア連邦の政府 ・ロシア連邦の政府機関 ・ロシア連邦中央銀行
<p>2014年制裁対象者(ズベルバンク、VTBなど)及び2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)による新規の証券の発行及び募集のため、居住者が労務又は便益の提供を行うことについて、財務大臣の許可を要する。</p>	
<p>2022年2月26日制裁対象者(ロシア政府、中央銀行など)が、2022年2月26日以降発行した証券を、居住者が、①非居住者から取得する場合、又は②非居住者に対し譲渡する場合、かかる取得や譲渡について、財務大臣の許可を要する。</p>	

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下の通りです。
弁護士 [小林 英治](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com) (ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 [松嶋 希会](mailto:kie.matsushima@amt-law.com) (kie.matsushima@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com